

## 国際フェリー・RORO機能船貨物利用促進助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国際フェリーRORO機能船貨物助成事業の実施について、鳥取県境港利用促進支援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 境港外貿定期航路

境港と他国の港との間を定期的に運航している韓国航路、中国航路及び環日本海圏貨客船航路をいう。

(2) 荷主

直接貿易においては船荷証券に荷送人又は荷受人として記載のある者、もしくは間接貿易においては船荷証券に記載のない輸送貨物の起点となる荷送人または終点となる荷受人（以下「国内における発注主」という。）のうち1者とする。

(3) TEU

20フィートコンテナ1本を1TEU、40フィートコンテナは2TEUとする。

(4) RORO機能

貨物の積み下ろしのために船尾等に装備された船体と岸壁を繋ぐ傾斜路を利用して、トラックやトレーラーが船内に直接自走、あるいはフォークリフトを用いて荷役が可能な機能。

(5) 新規利用、増加利用

新規利用とは、助成事業開始日前に境港外貿定期航路の国際フェリーRORO機能船を利用した実績がない利用のことをいう。また、増加利用とは、事業対象前年の1年間において境港外貿定期航路の国際フェリーRORO機能船の利用があり、且つ事業対象前年と比較して事業対象年の実績が増加する利用のことをいう。

### (目的)

第3条 本助成金は、境港外貿定期航路のRORO機能を利用して輸送する荷主に対し、境港貿易振興会（以下「本振興会」という。）が輸出入に要する経費の一部を助成することにより、境港におけるRORO機能を利用して輸送する荷主を支援し、もって境港の利用促進を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第4条 本助成金は、境港外貿定期航路でRORO機能を利用して輸送し、かつ国内に事業所を有する荷主に対し交付するものとする。

### (助成金の額等)

第5条 本助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 新規利用又は増加利用した貨物につき1TEUあたり20千円。

(2) 年間取扱貨物が20TEUを超える荷主に対して、第1号の貨物を除いた貨物につき1TEUあたり10千円。

2 コンテナを利用しない貨物（以下、「バルク貨物」という。）については、船荷証券において算定された海上運賃の元となる重量又は容積をコンテナ換算して、20立方メートル又は20トンで1TEUとし、台単位で算定されるものについては、4台で1TEUとする。

3 第1号に該当する貨物に対して、1荷主あたり年間6,500千円まで交付できるものとする。また、第2号に該当する貨物に対して、助成事業開始日から3年間を限度として、1荷主につき年間1,000千円まで交付できるものとする。

4 本助成金は予算の範囲内とし、本助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は超過部分については交付しないものとする。

(事前申込)

第6条 当該事業の助成を希望する者（以下、「助成希望者」という。）は、当該年度の境港利用助成事業計画書（様式第1号）（以下、「計画書」という。）を、原則、境港利用開始日以前に振興会会長に提出しなければならない。なお、利用開始日以前に提出できない場合は、利用開始後、速やかに提出するものとする。

2 振興会会長は、計画書を受理したときは、その内容を確認し受付日及び番号を助成希望者に通知するものとする。

3 振興会会長は、計画書を受理しない決定をしたときは、その旨の理由を付して助成希望者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 本助成金の交付を受けようとする荷主（以下「請求者」という。）は、国際フェリー・RORO機能船貨物利用助成金交付請求書（様式第1号）に船荷証券（写し）、（別紙）を添付して、本振興会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

なお、間接貿易において船荷証券上の荷主が請求者となる場合は、予め国内における発注者と調整を図った上で請求するものとする。また、国内における発注主が請求者となる場合は、別に定める書類またはそれに準ずるものを、別途、提出するものとする。

(交付請求の時期等)

第8条 本助成金の交付請求は、助成事業開始日から1年間を経過することに行うことが出来るものとする。

2 本助成事業で1年間を経過しない場合であっても、その期間内に第1号、第2号の要件を満たした場合は、前項の規定にかかわらず本助成金の交付請求をすることが出来る。翌年以降も同様とする。

(1) 新規利用。

(2) 年間取扱貨物が20TEUを超える荷主で、事業対象前年1年間の利用実績を超える利用。

(交付決定の時期等)

第9条 会長は、前条の請求書を受理したときは、すみやかに請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。

2 交付する場合は、会長はその旨該当請求者に、国際フェリー・RORO機能船貨物利用促進助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知後、30日以内に助成金を交付する。

3 不交付とする場合は、会長はその旨当該請求者に、国際フェリー・RORO機能船貨物利用促進助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(本助成金の返還)

第10条 会長は、虚偽の請求及び不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行し、平成26年7月4日以降の事業から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。  
この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

境港貿易振興会会長 様

申請者 所在地 〒  
 名称  
 代表者 ⑨  
 [ 担当者所属氏名  
 電話

平成 年度国際フェリー・RORO機能船貨物利用促進助成金交付請求書

国際フェリー・RORO機能船利用促進助成金の交付を受けたいので、国際フェリー・RORO機能船貨物利用促進助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて請求します。

記

- 1 交付請求額 金 円 [交付請求額=利用区分(1)+(2)]
- 2 利用区分 (1) 新規利用 ・ 増加利用 [③ TEU×2万円= 万円]  
 (2) 事業対象年利用実績が21TEU以上(前年利用実績あり)  
 [①または②の少ない方 TEU×1万円= 万円]

3 利用実績

事業対象前年 利用実績	輸出	輸入	合計①	対前年増加量 ③=②-①
	TEU	TEU	TEU	
事業対象年 利用実績	輸出	輸入	合計②	TEU
	TEU	TEU	TEU	

(注)・増加利用荷主は、対象前年利用実績と比較して増加している荷主が対象。  
 ・新規利用荷主は対象前年利用実績を0と記載すること。

[添付] 事業対象年の国際フェリー・RORO機能船利用に係る船荷証券(写し)を添付すること。  
 (別紙様式)国際フェリー・RORO機能船利用促進助成利用実績内訳を作成し、添付すること。

- 4 貿易の区分 直接貿易 ・ 間接貿易 ( )  
 ※上記のいずれか該当する方を○で囲むこと

間接貿易において、船荷証券上の荷主と国内における発注主との間で事前に調整を図り、どちらか1者が請求すること。なお、船荷証券上の荷主が請求者となる場合は、右欄( )内に国内における発注主名を記入し、国内における発注主が請求者となる場合は、別途、貨物所有権移転届出書(又はそれに準ずるもの)を提出すること。

5 振込先口座

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(フリガナ)

(別紙様式) 国際フェリー・RORO機能船貨物利用促進助成 利用実績内訳

1 事業対象前年 ( 年 月 日 ~ 年 月 日)

番号	利用年月日	バルク貨物量 t・m <sup>3</sup> (TEU換算)	コンテナ貨物量 TEU	輸出・ 輸入	仕向・仕出港	品名	利用船社	境港通関業者	備考 (BL#)
		( )							
		( )							
		( )							
		( )							
—	合計	( )		—	—		—	—	—

2 事業対象年 ( 年 月 日 ~ 年 月 日)

番号	利用年月日	バルク貨物量 t・m <sup>3</sup> (TEU換算)	コンテナ貨物量 TEU	輸出・ 輸入	仕向・仕出港	品名	利用船社	境港通関業者	備考 (BL#)
		( )							
		( )							
		( )							
		( )							
—	合計	( )		—	—		—	—	—

※新規利用荷主については、2のみ記載すること。

コンテナを利用しないバルク貨物量については、20 t・20 m<sup>3</sup>=1 TEU、重機・中古車など、台単位で算定されるものについては、4台=1 TEUとして換算し、下段( )に数量を記載すること。

番号は通し番号とし、添付の船荷証券(写し)にも照合のため番号を手書き等で記載すること。